

文京区地域保健福祉計画

子育て支援計画（平成27年度～平成31年度）【最終案】より抜粋

4-1-5 区立幼稚園の認定こども園化

事業概要	本区の特性及び国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を目指す。				
計画目標	実績（平成25年度）		計画内容		
			区立幼稚園の認定こども園化にあたっては、3歳児の定員拡充の状況を考慮するとともに、区内の地域バランスの考え方、教育・保育の質の確保、食事の提供方法、地域の子育て支援事業のあり方など、様々な課題について検討し、平成29年度以降の設置を目指す。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、

「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年4月に本格スタートします。

この新制度の実施のためには、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

こんな取組みを進めていきます！

-  1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
-  2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
-  3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
-  4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

● シンボルマーク(表紙)について…新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿により、豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ててほしいという思いを込めて作成しています。

子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK
(内閣府・文部科学省・厚生労働省) より抜粋



新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の新設し、待機〈地域型保育〉を新設し、待機

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つまた、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童

定こども園〉の普及を図ります。 児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

多く利用されてきました。

「認定こども園」を普及していきます。

の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

幼稚園

3~5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

保育所

0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園

0~5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

地域型保育

0~2さい



施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0-2歳の子どもの預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

3つのポイント

1

保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。

2

保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。

3

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

4つのタイプ

1

家庭的保育（保育ママ）

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

2

小規模保育

少人数（定員6~19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

3

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

4

居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅ですべて1対1で保育を行います。

※お住まいの地域で実際にどのような事業が提供されるのかは、お住まいの市町村におたずねください。